

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年7月20日（水）

午前10時02分開会、午後0時25分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) こども未来部関係
 - (3) その他
 - 4 閉 会

出席委員（7名）

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	矢口	勝雄
委 員	塚原	圭二
委 員	鈴木	一彦
委 員	福田	一夫

欠席委員（1名）

委 員	田子	優奈
-----	----	----

説明のため出席した者（8名）

教育長	入野	浩美
教育部長	望月	亮一
参事	菊地	正和
教育総務課長	塚本	富美代
学務課長	田中	裕之
こども未来部長	加藤	史子

こども政策課長
保育課長

菊田 宏巳
野中 佑起男

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。本日は、教育委員会から先に報告を行いますが、その前に今日は臨時の委員会ということですが、6月の議会の時に陳情書を継続審査いたしましたので、その間に動いたことがあればということで教育委員会へお願いをしておりますので、これまでの流れ等について御説明をお願いします。いろいろと大変ですが、よろしく申し上げます。資料は、文教厚生委員会、令和4年、7月20日開催、教育委員会をお願いいたします。仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備事業懇談会について執行部より説明願います。

○**塚本教育総務課長** この度、地元との懇談会を実施いたしましたので、御報告をさせていただきます。資料①をお願いいたします。先週の7月13日木曜日、神立コミュニティーセンターにおいて、懇談会を実施いたしました。出席者につきましては、上大津東小及び菅谷小から、それぞれPTA会長、副会長2名の出席をいただきました。また、地区長につきましては、統合小学校の学区となる8地区から全区長に出席をいただいております。教育委員会からは、入野教育長、望月部長のほか教育総務課、学務課、指導課にて出席いたしました。懇談会の内容でございますが、はじめに、教育総務課より、令和3年11月以降の候補地選定に係る説明会や現地説明会の開催状況、5月24日に市議会、市長宛におおつ野地区ほか3地区から陳情書の提出があり、市議会において審議され、継続審査となったことについて、また、6月10日市議会、市長宛の白鳥新町からの要望書提出等について、内容等も含めまして、これまでの経過を説明いたしました。市長宛の陳情書につきましては、市長より地区長に対し、回答を求められておりましたことから、6月30日に回答書をお渡ししております。また、7月1日に、白鳥新町地区長に、回答書をお渡しをいたしました。市長からの回答書の内容でございますが、「仮称上大津地区統合小学校の建設候補地につきましては、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の最終提言を踏まえ、市で策定した土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画に基づき、選定を進めてまいりました。その状況につきましては、これまで仮称土浦市上大津地区統合小学校開校準備協議会や上大津公民館運営委員会など委員の皆様、数回に渡り御説明してきたところです。この度の陳情を受けまして、今後、陳情内容に

ついてしっかりと精査し、地域住民の皆さまに賛同いただける学校建設に向けて努めてまいります。」以上が、回答書の内容でございますので、併せて御報告をさせていただきます。さらに、市の考え方、今後の進め方といたしまして、今回の陳情書、要望書を重く受け止め、本事業について、一旦立ち止まり、皆様の御意見を伺いながら丁寧に事業を進めてまいります。また、現行案も含め、地域の皆さまが納得、賛同できる候補地での学校建設に向けて事業を進めていく考え、方向性を説明したのちに、統合小学校建設候補地等に関する御意見を出席者の皆様からいただきました。次ページをお願いいたします。次ページには、今回いただきました、主な意見について記載させていただいております。陳情書、要望書をいただいた5地区につきましては、五中西側の建設候補地については、反対との意見でございました。そのほかの3地区ですが、はじめに、上から2段目、手野地区でございますが、手野町地区長は、計画作成当初から会議に出席いただいております。記載のとおり、これまで検討を重ねてきたことを反故するのか。また、上大津西小の子供たちは、暫定統合を了承し、菅谷小に通学していることを忘れないでほしい、自分の地区だけでなく、全体的な目線で建設候補地を考えてほしい等の意見がございました。これに対し、4地区を代表し、沖宿町地区長からは、開校が遅れたとしても、全体を考えて良いものを作ってほしい。自分のところに統合小を持ってきてほしい訳ではない、との御意見がありました。また、5段目、神立1・2丁目地区長からは、これまで回を重ねて、丁寧に進めてきている。理想的に進めてきた。陳情書が出て、現行案がよいのか、ほかの地なのかは、迷っているとの御意見でした。その下、白鳥町地区長からは、特に地区から反対意見はない。安全な通学路を整備すれば、解決できるとの御意見をいただきました。さらに、上大津東小PTA会長からは、子供たちの安心安全が重要で、それを尊重していけば、意見がまとまるのではないかと御意見でございました。懇談会全体としまして、上大津東小PTA会長の御意見にもございましたように、通学路の不安から、子供たちの安全重視で、建設候補地を再検討してもらいたい。統合小学校の地区の全体的な目線で、建設候補地を選定してほしいとの意見で、ございました。詳細につきましては、後ほど御覧いただければと思います。今後についてでございますが、地域の皆さまの賛同、納得がいただけるよう、更に継続して、原案も含めた建設候補地の再検討を進めて行く必要がございますことから、今回お集まりいただいたPTA代表、地区代表のほか、学校関係者等を加えまして、検討委員会を立ち上げ、8月下旬に第1回の検討委員会を開催し、協議を重ねてまいりたいと考えております。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか、御意見を含めて。この件は、継続審査とした経緯がありますので、皆さんの御意見が大変重要になってきますから、一人ひとり御意見を伺うこととします。

○**矢口委員** 今、始めてこの資料を拝見して、各地区長さんからいただいた意見をざっと見ると、正直難しいなと思いました。質問をまずしたいのですが、菅谷の地区長からの御意見の中で、公平にやってもらいたいというのがありました。裏を返せば、今まで公平ではなかったというふうに取り取れるのですが、この件はどのようなお話があった

のでしょうか。

○塚本教育総務課長 こちらの御意見につきましては、これまでも何度も会議のほうでおっしゃられている意見と同じなのですが、統合小学校の西側を決める際に、公平性に欠けていたのではないかという御意見をいただいていますことから、この意見となります。

○矢口委員 コメントが難しいのですけれども、いずれにせよ八つの地区の地域の皆さんに、どうやって全員の方が、一つの候補地の選定に収束していけるのかというところがですね。私がどうこう言う話ではないのですが、とにかく御理解いただけるように、執行部のほうでは重ねて努力していただけるようお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○目黒委員 私も、各御意見の中で、一番下の上大津東小PTA会長の御意見に賛同ですね。子供たちの安全安心が重要。それを尊重していけば意見がまとまっていくのではないかということで、まずそこを重きを置いて。全く反対というわけではないのですけれども、そこをベースに。あとは、田村の地区長さんもおっしゃっているように、皆が納得するように進めてほしい、ゼロベースで進めてほしい。通学路が不安定というのは、私もこの間視察をして、若干そういうふうを考えられるのも否めないのかなと思いました。あと気になったのが、白鳥新町の地区長さんが、計画を知らなかった人が半数であった、説明が欲しい、考える機会がほしいという御意見もあるので、そういった方もいらっしゃるのもう一度丁寧な説明ができるような資料であったりとか、場を設けた上で検討委員会の開催がよろしいのではないかと思います。以上でございます。

○塚原委員 やはり各地区長さんを始め、地域の方が一番心配をされているのが何なのかというのが、まず執行部としてもよく検討しなければならないのかなと思います。やはり予算的なことを言ったら、上大津東小学校に建てたほうが、スクールバスが年間2,000万円掛かる。そのほか一番、400人から450人の子供たちが現在の通学路を使って通える。とはいっても、菅谷小学校の百何十人の子はどうするの。そういうことも考えなくてはいけないわけですね。上大津東小学校、菅谷小学校、菅谷小学校は上大津西小学校の子供たちが将来の統合に向けて、第1段階として菅谷小学校に統合されたというの、十二分に分かっていることだと思うのですけれども、安全にどういうふうに通うためには、どの場所が一番いいのかということが、一番かと思います。前回お話をしたとおり、地域の方の見守りをしていただくのが、非常に安全には欠かせないことだと思うのですよね。ですから、それらを踏まえて、今の土地がどうこうということではなくて、子供たちが安全に通うために、子供たちが6年間ここで過ごすために、どこが一番良いのかということ、十二分に検討されていることだと思いますけれども、さらにそれを地域の方に、いかに説明をして分かっていただくということが非常に重要だと思いますので、この検討委員会を含めて、今までも委員会を何回もやってらっしゃって、今度は検討委員会を作るとその違いはなんなのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。今までの委員会がありましたよね。それに、今度検討委員会を新たに設けると、その違いというのが分からない

のですけれども、御説明いただきたいと思うのですが。

○望月教育部長 これまで、外部の地域の代表者とか、学校関係者、PTAの方々組織した検討委員会につきましては、適正配置検討委員会というような名称で、令和2年度から2、3年間話し合いをしたものでございまして、その中で当時上大津西小学校、上大津東小学校、菅谷小学校の三つの小学校の統廃合のシミュレーションを行ったり、新たな統合校を造るのにはどこの場所が良いのかということで、五中のそばに造ることで、子供たちの教育環境の整備ということで、小中一貫教育が一番効果的に行われるものだというような結論を出した委員会が、これまではございました。それを基に、新たな統合小学校の建設候補地ということで、教育委員会で五中の西側の土地を選定したわけでございますけれども、これに対して地域の方々からは、適地ではないのではないかとというような御意見が沢山出たということで、御報告のとおりでございます。今回改めて議会での陳情を踏まえまして、再度、再検討をするということで、こないだの懇談会の中で、地域の方々に御賛同をいただいたものでございますので、改めて、原案を含めて、ほかに新たな土地があるのかどうかを、もう一度いろいろな課題の解消に向けた適正な場所ということで、検討するという内容になりますので、これまでのことも尊重しつつ、改めて対象の地区長さん、PTAの方々に御検討いただくということでございます。

○塚原委員 ここに白鳥新町さんのお話もありましたけれども、計画を知らない人が半数だったということがここにありますけれども、より幅広い地域の方に御理解いただくように、もしかしたら回覧も回していただいたのかもしれないですけれども、それを御確認できなかったのは、していただかったのは非常に残念は残念なのですが、本当に子供たちの将来を考えた時にどこが一番いいのか。それは十分、今の部長からのお話もあったように、お分かりいただいていると思うのですけれども、さらにそれを地域の方にいかに説明を丁寧に納得をしていただく環境を作るかというのが、大事だと思いますので、その辺はよろしく願います。以上です。

○鈴木委員 今の塚原委員と望月部長のやり取りの中で、小中一貫教育が効果的に行われるための統合ということなのですが、そこについて若干違和感があるのですが、特に統合小学校を造らなくても、今現在、土浦市では新治学園義務教育学校を除いて、施設が一体でなくても、小中一貫教育が効果的に行われているはずなのですが、これは指導課のほうはどうでしょう。その認識は。

○菊地参事 議員御指摘のとおり、施設分離型でも小中一貫教育が効果的に運営できているというように考えてございます。

○鈴木委員 ということは、特に統合小学校を五中の脇に造ったからといって、神立小学校があるわけだから、新治学園義務教育学校のようなわけにはいかないと。そういう考えになると思います。ということは、統合小学校を造るに当たって、小中一貫教育というのは理由にならないというふうに、私は思います。それは、どうなのでしょう。実際に、もう1回菊地参事に聞くのだけれども、五中の脇に学校ができたとして、新治学園のような教員の交流というのは、私は難しいと思うのですが、その辺はいかがなもの

ですか。

○**菊地参事** 実際に事例としては、現在そういう状況の学校がないので、予想になってしまいますが、学校が隣接して、一部施設を供給したりして、子供が活動すること、それから教員がすぐ近くに勤務をしていると考えれば、その部分だけの交流は、それ以外の学校よりはできる可能性はあると思います。ただ、神立小学校がはなから離れているということは否めないことですので、そこには不均衡といいますか、それが生じてしまうのも事実かなと思っています。

○**鈴木委員** 全くそのとおりだと思います。神立小学校がある以上、新治学園のようなかたちが取れない。ですから、隣接した子供たちだけが利益を享受することができて、神立のほうがというふうに、実際はそうならないと思うのだけれども、取られかねない状況もできてしまうというのは、場所的な問題では、私はデメリットがあると感じているので、この小中一貫教育を理由に出してくるというのは良くないので、そこは委員会でももう1回考えていただきたいというのが1点。あとは、おおつ野地区長さんが最短でも令和10年4月開校ということをおっしゃっているのだけれども、今から検討委員会をつくって、そこに間に合うのでしょうか。

○**塚本教育総務課長** そちらにお示ししたのは、最短での検討委員会の結果として、候補地の選定が今年度中に決まれば、1年遅れということでスケジュール感をもって、進めていきたいと考えております。

○**鈴木委員** 要は、学校は、私の頭の中では4月開校以外あり得ないと思うのですよね。だから、例えば令和9年4月を逃せば10年4月、それを逃せば11年4月で、1年、1年遅れていってしまうと。今回の陳情の採択、不採択の結論もそれがあから、9月議会で早く出さなければならぬという認識を、私個人の意見としては持っているのですよね。ただ、今、検討委員会を立ち上げとあるのだけれども、今更、どういうメンバーかにもよるのですが、例えばこれが教育委員会の内部だけとか、市の執行部を含めた中の検討委員会だったらいいのだけれども、もう1回地元の人を入れた検討委員会では、もう今現在議論が出尽くしている中で、もう1回同じ議論をしても結論を出すのは難しいと思うのですよ。こうなったら、もう政治判断しかないと思うのですよね。だから、検討委員会をつくるのであれば、市役所の内部、市長、副市長、教育長と部長さんたちで話し合ってもらって、早めに結論を出す方向を作っていくないと、この令和10年4月に間に合わないのではないかなという心配があります。だから、地元の意見は全部出尽くして、聞いています。一部、白鳥新町のように何の説明も受けていないというところがあれば、その地区だけに説明を開いてもいいのだけれども、あとは、各区長さん、PTAの代表の方が自分の意見を言っているわけですよね。それをまとめるのが、市の仕事だったら、地元を入れた検討委員会をつくって、時間を先延ばしにするよりは、早めに市のほうで結論を出していくないと、地域のコミュニティとかなんかも崩れていってしまう可能性があるんで、これはもう1回地元ボールを投げるようなことをしないで、市の早めの決断というのを、私は求めるところなのですが、その辺についての市の考えはいかがでしょうか。

○下村委員長 鈴木委員、今のお話の中で最後のころ、継続審査では話し合いをしてくださいということで、申し添えたわけですよ。ですから、そこら辺の話になると、ちょっとまた委員会の中の話とちょっと違うのではないかと。

○鈴木委員 継続した理由はどうだったけ。

○下村委員長 継続審査で申し添えたのは、地元の皆さんともう1度話し合ってくださいというような意見を申し添えたのです。

○鈴木委員 話し合ってくださいというのは、検討委員会をつくってくださいということとは違うと思うのですが。

○下村委員長 それにしても、検討委員会をつくらうとしたのは、これは。

○鈴木委員 だから、それについての考え方を聞いているわけだから、それは答えるべきではないの。

○下村委員長 いらないでしょうという言い方をしていたから。

○鈴木委員 言い方は悪かったのかもしれないけれども、検討委員会のあり方を聞いているわけだよ。

○下村委員長 だったらいいです。

○鈴木委員 だから、地元を入れた検討委員会にするのか、市役所の内部だけの検討委員会にするのかどっちなのか、そこだけ答えてくれればいい。

○入野教育長 最初に訂正を。先ほどのおおつ野区長さんから最短でも令和10年4月開校というお話があったということについては、訂正をさせていただきたいと思います。この表記は、おおつ野区長さんから今後のスケジュール感はどののだろうかという質問に対して、市のほうで、最短で令和9年4月には難しいので、最短でも令和10年4月以降、通常4月ですが、そういうふうに市でお答えをしたということでございます。これは、改めて説明をさせていただきます。それが1点。今、鈴木委員からお話があった件であります、委員長からもございましたとおり、議会への陳情に対する審議の結果として、継続審査なわけですが、丁寧に地元の意見を聞くようにということで、技術的な方法については執行部にゆだねられたという理解でおります。まずは、何らかの方法で地元の皆様の御意見を改めて、陳情をいただいた以外にもPTAの方々、そのほかの区長さん方々の御意見を、何らかしらのかたちで聴取をして、最終的には、懇談会で私もお答えをいたしました、市で責任を持って決定をして、そして議会のほうで最終的には御承認を、これは条例案ですけどね、そういう運びになるということで、役割と責任が市にはあるのですよということで。ただ、繰り返しになりますが、議会の要請もあって、市民の代表ですので、丁寧に地元へということで、私たちもそういうふうな意見の吸い上げ方は、そういうやり方がまずはよろしいのかなと。先ほども説明したのは、記載した資料を御覧のとおりで、原案を賛同している方も、あるいは、どののだろうか疑問を持たれる方も、再考が必要あるのではないかと、様々な御意見がございまして。こういったことを考えると、もう1度学校関係者、これは教員は入っておりませんので、前回の検討委員会は外部の有識者もございましたけれども、学校の教職員の意見もしっかりと吸い上げる必要があるのかなというのは、私は考えております。塚原委員からもご

ございましたとおり、前回の検討委員会は小中一貫教育を推進するために、500メートルというコンパスで広げた範囲内で、付近という表現をしましたけれども、できるだけ隣接したほうが、より交流も進むだろうという考え方のもと進めてきたわけではありますが、その範囲内での検討結果しか前回の検討委員会では出ておりませんので、今回は具体的にこの場所と、西側とか、南側とか、東側とか、そういうことを市である程度決定をしたわけですが、その件についてはいろいろ問題提起も含めて、不安の声がなかなか、時間の限りもあって払拭できなかつた。そういう理解であります。ですから、話が脱線するかもしれませんが、前回の検討委員会の五中付近という考え方は、やはり小中一貫教育を推進するにはベターな考え方かと思っておりますので、それを可能な限り尊重しつつ、通学路の安全安心であるとか、そのほか歩道橋であるとか、スクールバスとか、あるいは交通事故であるとか、2年前に策定した状況よりも、新しい判断材料も出てきていることは間違いのないところであります。そういったことで、五中付近という考え方、前回の検討委員会の結果を尊重しつつ、原案も含めて、再度同じメンバーといえますか、学校関係者、PTA関係者、それから新たに区長さん方も交えて早期に、通常ですと今現在、設計に入っている段階でございます。急ぎ足で検討結果をまとめ上げれば、さきほども議員から御意見がございましたけれども、かなり我々も把握してございます。改めて正式な検討委員会を立ち上げた上で、きちんと意見を改めて聴取をした上で、整理をした上で、最終的に全員が賛同できるような、そういったことを執行部が責任を持って決定をしまして、先ほど市の幹部でというお話がありましたが、組織としてきちんと決定をした上で、議会の承認をいただきながら。もちろん前提として、検討委員会を経由することによって、地元の賛同も得られながら、周知も図りながら、そういったことで少しでも丁寧に、それで急ぎ足で、子供たちを早期に新しい学校へ、そして前提として安全安心な、そういった新しい判断材料を可能な限り周知をしまして、判断することが、半ば鈴木委員からもありましたとおりの、あるいはほかの委員からありましたとおりのことを全て尊重しながら、議会の継続審査の趣旨も十二分に踏まえながら、執行部として責任を持って検討を進めるという考え方でございます。ちょっとまとまりませんが、鈴木委員からございましたとおりのことを、最終的には検討委員会の検討結果が反映されるのではなくて、それは私たち市の執行部の判断材料ということで、可能な限り、当然地元の意向を尊重するというスタンスは、変わりはありません。ですから、これからの検討委員会は何回行われるか分かりませんが、可能な限り回数を少なくして、最短ならばせめて1年後には開校を、東小の状況も、あるいは西小の子供たちが行っている、そういう状況を考えると私も胸が痛くなります。ですから、時間も、突貫工事ではなくて、急いで結論を出して、市で最終決断をして、議会の御承認を得たいと、そのように考えてございます。

○**福田委員** 今、鈴木委員から検討委員会の件がありましたけれども、構成メンバーはどれくらいの人数になろうかというところで、いかがでしょうか。

○**塚本教育総務課長** 委員会のメンバーでございますけれども、今現在考えているのが、先ほど御説明させていただいたとおり、PTA代表が各地区3名、3名、そのほかに五

中のPTA会長、地区代表として8地区、学校関係者として菅谷小学校校長、上大津東小学校校長、五中の校長を考えております。

○**下村委員長** 何名ぐらい。

○**塚本教育総務課長** 20名程度を考えております。

○**福田委員** 提言書の中でシミュレーションをして、よくここまでやったなと思いますけれども、合計10種類のシミュレーションをして、それぞれで整備に係る予算まで提示しているという大変な苦労だったと思うのですが、やはり検討委員会の中で、それぞれ区長さんたちはやはり地区を代表しているということで、その立場で意見を言うということになろうかと思えますけれども、それはそれで当然なのですが、区長さんを入れると同時に、上大津地区全体を公平に見れる方も、メンバーに入れてもよろしいのではないかというふうにも思うのですが、区長さんたちは利益代表とは言いませんが、その地区を代表して、その立場で意見を言うということを考えれば、そういうことも必要なのではないのかなというふうにも思ったりしました。

○**望月教育部長** 検討委員会のメンバーについて御意見をいただきましたが、まさに福田委員のおっしゃるとおりいろいろな意見が各地区から出ております。そういう意味では、中立的な立場の方を、やはり検討委員会に参加させることは必要なのかなと、現在も考慮しているところでございます。いずれにしても、私は誤解だと思うのですが、一部の地区長さんから公平性に欠けるのではないかという問題提起をいただいております。そういった誤解も含めて、払拭できるような検討委員会のメンバー構成等々をしっかりと考えていきたいと、そのように考えております。

○**奥谷副委員長** この資料を読ませていただいて、私も何年も掛けて、手続に乗っ取って、手続を進めているものなのかなと認識はしています。こういった問題は、地域の皆さん全員が納得をするというのが、なかなか難しいという問題なのかなというふうにも思っています、ある意味最大公約数的な結論を導かなくてはいけないという部分も、相当に多いのかなというふうにも思っています。この件に関しては、子供たちの安全安心といったものもしっかり確保した上で、子供たちの学習環境を早急に整備する必要があるのかなというふうにも思っています。そのうえで、今回のこの件に関しては、子供たちの学びの環境に悪い影響が出ないように、地域の方にも丁寧に説明をした上で、我々としては早い時期に結論を出すべきかなというふうにも思っております。これは私の感想です。以上です。

○**下村委員長** 委員長というよりも、委員として意見を述べさせていただきます。こういう陳情に至った経緯というのがよく分かりませんでした、はっきり言いますと、教育委員会は手続上は問題なかったというのは、間違いなかったのですね。今回もこういう懇談会を開催した、そして主な意見があります。その中で、いろんな各地区の各区長さんがおっしゃっています。しかし、意向調査だとか、そういったことをこの中でやった地区があるのかということが、私は疑問なのですね。例えば、今年の4月に、昨年3月までは地域に対して、区長さん、皆さんにすごく丁寧に教育委員会は説明をしてこられたのです。でも、足りなかったとかいう話がありますけれども、4月に区長さんが

変わった時に、変わってしまったのです。陳情が出てきたわけですが、5月に。この地区の今回の懇談会の意見をずっと見ていきますと、全く結果を知らなかったというところもあるし、菅谷地区では地区の全員が反対するような原案とか、公平にやってもらいたい、全体的に考えて上で候補地を選定すれば賛成する、こういったふうに書いてございます。過激に書いてあるところで、教育委員会の決め方が悪い。これは、全然そういうことをしていないはずなのです。けれども、今回陳情書をいただいて、委員会としては継続審査という流れで申し添えたのは、丁寧に話し合ってくださいと。まずは話し合ってくださいということをつけ加えたと思うのです。私が意見として述べたいのは、今後やっていくのであれば、こういう検討委員会も必要なのですけれども、検討委員会を何回やっても、実はまた地域の人たちに周知の仕方が悪くて、また地域からこういう話が出てきたら、またひっくりかえってしまう、話が変わって行ってしまう気がするのです。ですから、教育委員会に私の意見ですが、教育委員会から地域以降調査についての手法とかは別にして、こういうことをやっていただきたいと、区長さんをお願いをしていたきたいと思います。学校建設については、こんなふうに進めていくのだけれども、地域の皆さんどんな意向があるのですかというような問いかけで、アンケートみたいなものを地域のシステムを使って、地域住民の皆さんの意向をきちっと収集して、バックデータを取っていただきたいというふうに思うのです。それと、複合化についてもそうだったのですが、公民館についても反対だ、反対だという話がありました。複合化については、周知する意向調査の中に盛り込んでいただき、きちっと地域の皆さんの意向を調査をして、収集したものを、バックデータとして、根拠としてお使いいただきたいなど。来年になったらまた変わってしまったというのがあったら困ってしまいますので、その辺のこともきちっとやっていただきたいと。あと、教育委員会にお願いしたいのは、複合化については、先進事例は沢山ございます。400以上あるという話ですが、1か所だけ見てきて、こうだ、ああだと言うことはできないと思います。3か所も、4か所も、良い所をよりえりすぐって視察をしていただきたい。それと、さらに地域の皆さんに説明するのであれば、一緒に行っていただくとか、そういったことも考えていただきたいというふうに思います。あと将来の話は、話し合いがきちっとされる、先ほど教育長がおっしゃっていたように、丁寧にきちっと話し合いをして、地域の意向を汲み取った上で、市のほうで決定するのだと、当たり前のようなことをきちっとやっていただきたいなど。そのためには、地域の意向が区長さんが代わるたびに、変わっていったら困ってしまいますので、繰り返しになりますが、教育委員会から地域の区長さんをお願いをして、地域のシステムをきちっとお使いいただいて、地域の皆さんの意向をアンケートなり、意向調査をきちっとして、それをデータ収集するというようなことをやって。先ほど最大公約数という奥谷副委員長からもありましたけれども、賛成多数の中でしかできないこともあるわけですね。少数意見も尊重しなければいけないわけですが。そうすると、最大公約数という表現が、非常に良い表現なのかもしれません。ですから、その辺も含めて、やはり意向調査をするべきなのかなというふうには思いますので、私の意見としては、そういったことをお話させていただきました。私からは以上です。

○鈴木委員 陳情の項目の中に、公民館複合化の件もあったのだけれども、公民館というのは、土浦市で現在教育委員会でしたか。それとも、市民生活部でしたか。

○望月教育部長 公民館の所管につきましては、昨年度までは全て施設のこと、それから中身の運営のことについても教育委員会が所管しておりましたけれども、機構変更がありまして、基本的に公民館につきましては、市民活動課のほうに今年度から移行したようなかたちになってございます。ただ、一部生涯学習施設としての位置付けは、そのままでございますので、教育委員会も関係が全くなくなったということではございませんので。

○鈴木委員 委員長にお願いがあるのですが、次回公民館の複合も話し合うことになった場合に、市民生活部市民活動課の出席も必要かと思うので、その辺は委員長のほうにお任せしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○下村委員長 検討して、事務局と打ち合わせをしながら、行っていきます。

○入野教育長 私の理解なのですが、一言申し上げさせていただきます。区長さんが代わったという話は、よく役所内でも出るわけなのですが、私はそのように理解はしてございません。前回の検討委員会は、500メートル以内、付近という結果に基づいて、具体的にどこに建てるかという検討を、市で進めてまいりました。そして、用買とか、農転とか、いろいろなハードルを超えられないという結果で、唯一残ったのが西側のくぼ地であります。そこには、たまたまといったら表現はおかしいかもしれませんが、公民館がございました。そして、そういった中では、実際に起こったのは秋深しの時期であります。ですから、実際に500メートル付近というのは、周知が足りなかったことは認めますが、きちんとお知らせをしてまいりましたが、実際に公民館を複合化する、あるいはその地に、西側に建てると明らかに、地元の方を中心にお披露目をしたのは、やはり秋口でございます。ですから、区長さんが代わる代わらないではなくて、私はそれが初めて知った状態で、何度か説明は、あるいは複合化のメリットも説明はさせていただきましたが、私は反対というよりも不安が、やったことがないことですから。私どもの説明が足りなかったのも事実と、そのように懇談会でもお話をさせていただきました。ですから、お話をしたいのは、区長さんが代わる代わらないというの、もちろん大事な、委員長からお話があったとおりになのですが、それよりも今回に限っては、新しい実際の具体的な設置場所が12月付近になってしまったことで、そこで公民館のことも交えて、場合によっては御要望の内容が2年前にさかのぼるような、そういったこともございますが、その公民館のことがきっかけとして、こういったお声が上がってきたのかなと思いますので、私はそこを時間がちょっと、この展開にあっては足りなかったのかなというのは、痛感をしているところでございます。ちょっと感想めいたところでございますが、以上でございます。

○下村委員長 委員会としては、小学校と公民館を複合化するというので、8月4日に、今の予定では先進事例を視察してきます。教育委員会で視察した場所ではありませんが、土浦市に合ったような、土地は広く買い求めることもできるといった、土浦市の環境にあったような視察地を、候補地として選びましたから少しは参考になるかなと。

駄目であれば、また視察をもう少し続けるかなと。こういったことを考えております。是非、先ほど私からも申し上げましたけれども、先進事例はいくつもありますから、教育委員会でももう少し検討されて、そのほかに地域の皆さんにも、こんなところに一緒に行っていただけますかとか、そういったお誘いをしてもいいのかなというふうに思うのですが、これも御検討いただければというふうに思います。

○鈴木委員 次回の委員会開催までに人口のデータ、要はおおつ野地区のゼロ歳児が7年後には1年生になるわけですね。それで、この地区の小学生の数が増えるとか、減るとかというのも分かると思うので、そのデータも用意していただけると、私たちもいろいろ参考になりますので、その辺大変な仕事になってしまうと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○入野教育長 そのように準備をしたいと思います。

○下村委員長 ほかになければ、以上で教育委員会は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、こども未来部を行います。教育委員会の皆さんありがとうございました。再開は、11時とします。

【休憩】

(午前11時00分再開)

○下村委員長 再開いたします。こども未来部に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、7月20日開催、こども未来部をお願いします。まず、霞ヶ岡保育所に関する民間活力導入の実施について執行部より説明願ひます。

○菊田こども政策課長 資料①-1、霞ヶ岡保育所に関する民間活力導入の実施についてをお願いいたします。1番の趣旨につきましては、公立保育所につきまして土浦市公立保育所民間活力導入実施計画の前期計画が、平成28年度から令和2年の5年間、後期計画が令和3年から令和7年の5年間として策定しておりまして、計画に基づいて民間活力の導入を行い、前期計画中には10施設中5の施設を民間へ移管しました。その後後期計画を策定しまして、市内三つのエリアの基幹保育所として、荒川沖、天川、神立の各保育所は存続させて、東崎については認定こども園土浦幼稚園へ移転、集約をし、残る霞ヶ岡保育所について民間活力を導入することとして、今年度に事業を着手するものでございます。2番の経緯につきましては、平成10年度とありますが平成16年度でございます。平成16年度に公立保育所運営費の国、県負担金が廃止となりました。平成18年度には施設整備費の国庫補助が廃止となりました。平成26年度にはこれを受けまして、公立保育所のあり方調査研究を実施して、平成27年度には公立保育所民間活力導入実施計画を策定し、平成28年度に民間活力導入事業を開始しました。令和2年度には、民間活力導入後期計画の策定を行いました。3番の民間活力導入事業の進捗状況につきましては、記載のように平成29年4月から令和3年4月までに五つの保育所について民間へ移管しました。4番の霞ヶ岡保育所の民間活力導入に関する考え案につきましては、(1)の民間活力導入の理由のところですが、この理由は複数の理由のバランス論でございます。もちろん公立保育所は、地域の子育て支援の拠点となる施設としての役割がある一方で、公立保育所に対する施設整備費や運営費に係る国の

支出が廃止される中、限られた税源の中で効率的かつ子育て世代のニーズに応じた保育を実践するには、これまでの経緯から民営化は有効であり、民間活力導入によって、建物の老朽化に対応して、民間の独自性を生かしたサービス提供によって、保育ニーズの充実を図ることが望ましいと考えております。(2)の基幹保育所としなかった理由につきましては、公立保育所の役割を再検討しまして、市内を三つのエリアごとに地域の拠点的作用を担う公立保育所を存続させることとして整理をしまして、そのうちの中央エリアにつきましては、現在整備を進めている認定こども園土浦幼稚園のほかに、天川保育所と霞ヶ岡保育所がございまして、天川と霞ヶ岡を比較して、霞ヶ岡は天川より入所率が低く、また、建物の老朽化が進み、近い将来大規模改修が必要となるため、天川を基幹保育所として、霞ヶ岡を民間活力導入の対象といたしました。この点につきましては、民間活力導入後期計画の策定委員会、これの第3回目というのが令和3年1月25日にありまして、その後の令和3年1月27日及び令和3年2月24日に文教厚生委員会のほうで説明をさせていただいております。また、その際にいただいた御意見につきましては、民活の後期計画策定委員会の第4回目が令和3年3月24日にございまして、その時に私のほうから、議会からいただいた意見を報告しまして、その上で第4回策定委員会において、霞ヶ岡保育所の民間活力の導入を含めた後期計画案について了承をいただいて、この計画を策定しております。次のページをお願いいたします。(3)の民間活力導入の流れについてでございますが、①これまでの経緯と同様に公募をかけて、公立保育所移管先事業者選考委員会における審査を経て、移管先事業者を特定します。プロポーザルを行います。②民間への移管につきましては、令和7年4月を予定しております。③霞ヶ岡保育所は住宅街の狭あいな立地場所であることから、道も大変狭いところでございます。今後の市民の利便性なども考慮して、施設整備につきましては、既存の保育所を中心とした周辺区域も可能とすることも検討しております。後ほど図面もお示ししますが、区域については現在検討中です。資料①-4というところに、市内保育所等の位置図がございまして、そちらをお願いいたします。ここで、赤で示しているところが、公立の保育所などがございます。北で神立、中央で東崎と東崎分園、これらはいずれも認定こども園土浦幼稚園に置き換わります、同じく中央で左側のほうに天川、そして右側に霞ヶ岡がございまして、南のほうでは、荒川沖がございまして、そして、緑色が民間の保育所です。青が民間の認定こども園、オレンジが民間の地域型保育施設、ゼロ歳から2歳までの施設です。そして、紫が幼稚園でございます。施設が、図のような分布になっております。霞ヶ岡保育所の民活につきましては、現在地の近隣の場所も含めて区域を検討しているところでございます。位置図は、以上のようになっております。先ほどの資料①-1にお戻りいただきたいと思っております。5番目の今後のスケジュール案でございます。今後のスケジュール案につきましては、委員会への報告をさせていただいております。そして、この後はこのスケジュールで8月としてありますけれども、保護者説明会を想定しております。そして、プロポーザルについての選考委員会につきましては、委員を選考して立ち上げまして、それを開催して整備エリアの範囲や公募の条件を検討します。そして、令和5年1月のところですが、事業所説明会を予定してお

ります。令和5年7月には公募の申込みを受付で、この1月から7月までの6か月、7か月程度の期間を置いていますけれども、先ほど近隣の地域も含めて場所の選定を行えるようにということを想定しております。その土地の選定の都合上、時間を半年程度取って考えているところでございます。令和5年7月には公募の申込みを受け付けて、8月に書類審査の上、選考委員会の開催を予定しております。ここでプロポーザルを行うということでございます。そして、9月には移管先事業者を決定して、9月議会への報告を想定しております。移管までには、保護者と事業者と市の三者懇談会を2回予定して、また、転所を希望する方につきましては、その申込手続によりまして保護者へ転所を配慮し、引継ぎ保育を実施して、令和7年4月には移管先事業者による運営を開始するという流れで考えてございます。以上が、民間活力導入の実施についてでございますが、これは民活の後期計画に基づいて実施を検討しているものでございまして、この民活の後期計画自体の概要を御説明させていただきたいと思っております。後期計画の概要につきまして、資料①-3をお願いいたします。この概要について、一番左上のところの計画策定の趣旨につきましては、4行目の中ほどのところですが、本計画の前期計画期間が終了となるため、今後の民間活力導入の必要性や公立保育所の役割と必要性について再考して、後期計画を策定しております。右側のところですが、計画期間と対象保育所につきましては、5行目のところですが、荒川沖、霞ヶ岡、天川、神立の4か所に、前期で未実施となっていた東崎を加えた5か所としております。その下のところの土浦市の保育における課題のところですが、2行目のところで公立保育所に対する国県負担金廃止の影響により、公立保育所の維持に係る市町村の財政負担が増加ということ。そして、6行目では、後期計画対象保育所の4施設中3施設が築40念を経過しており、公立保育所の老朽化に対する施設や設備の修繕等に係る経費の増加が課題。7行目の後ろのほうですが、改めて公立保育所の役割や必要性の再検討が必要としております。その下のところで、民間活力導入の評価及び課題というところですが、民営化を実施した保育所の保護者や職員にアンケートを実施してございまして、その結果から得られた内容でございます。1番のこれまでの民間活力導入の評価及び課題につきましては、民営化のプロセスについては問題なく実施されていたとこのことでございます。2番の民間活力導入後の施設の評価及び課題では、民営化により施設や設備が更新され安全性や衛生面が向上したこと。また、開所時間の延長など民間独自のサービスにより保育の幅が広がったことなどの回答がございました。先ほどの課題のところがありましたように、公立保育園の役割を再検討しまして、その結果が中ほどのところにあるように基幹保育所として四つの役割を挙げております。①土浦市の保育が取り組むべきサービスの基準を示すこと、②市内保育環境のセーフネットとなる機能をもつ、③地域の子育て支援の拠点となる機能を強化する、④保育が必要な児童及び地域の乳幼児に安心安全な保育を提供する機能をもつということでございます。これらの機能をもち、地域で子育てを行う家庭が、手厚い子育て支援を得られる基幹的な保育所として、存続していく必要があるとしております。そして、左下のところでございますけれども、基幹保育所として子育て支援拠点となる役割を担う公立保育所としては、北部・新治エリアでは神立保育所を、

中央エリアでは東崎、これは認定こども園に移転、集約をします、そして天川保育所を、南部エリアでは荒川沖保育所を位置付けております。また、右下のところですが、民間活力の導入を図る公立保育所として、市の限られた財源の中で効率的かつ社会のニーズに応じた保育を実践していくために、残りの公立保育所の一部民営化は有効と捉えまして、1番、対象保育所として、霞ヶ岡保育所を対象としております。2番の移管時期は、後期計画期間で実施時期を検討としまして、3番の民間活力導入の具体的な手順及び手法では、前期計画の内容を踏襲して、本市の保育の質を維持、向上できる事業者であるかを選定基準の重要な要素として、選定を行うとしております。民活後期計画自体の概要は、以上でございます。つづきまして、民間活力導入を考えるに当たりまして、霞ヶ岡にかかわるデータの状況を御説明させていただきます。資料①-2の別紙をお願いいたします。1番の霞ヶ岡町及び周辺地域の子供の人数につきましては、霞ヶ岡町は過去5年間で、全年齢の人口は大きく変化はないのですけれども、18歳未満の人口は減少傾向にあると思われれます。小松ヶ丘町では現状維持程度、桜ヶ丘町では現状維持か若干の増程度で、ほかの地区は減少傾向にあると思われれます。なお、霞ヶ岡町を含む近隣地区からの通園児童は、全体の6割を占めております。2番の公立保育所の利用者数の推移、各年度4月1日時点のものでございますが、直近では一番右端のところですが、荒川沖では入所率87.8パーセント、霞ヶ岡で80パーセント、天川で98.3パーセント、神立で55.8パーセントとなっております。次のページをお願いいたします。一番上のところで、入所者数の推移と。入所者数を折線グラフで示しておりますけれども、神立や霞ヶ岡につきましては、平成17年の頃から比べますと減少傾向にございます。理由としては、民間保育所が整備されたこととか、こども園とか、小規模保育施設の整備などによる影響があると思われれます。そして、天川、緑色ですけれども、入所率についてはほぼ変動がなくて、100パーセント前後で推移しております。なお、建物につきましては、天川につきましては平成3年の建築で30年が経過しており、霞ヶ岡につきましては、昭和55年の建築で41年経過し、霞ヶ岡のほうが古い建物となります。3番の公立保育所と私立保育所等の利用者数比較につきましては、定員に対する利用者数の割合、入所率につきましては、私立保育所のほうが公立保育所よりも高いことが分かります。建物が新しいことが、影響していると思われれます。あとは、要支援の子の人数につきましては、公立のほうが多いということで、その点公立のほうが定員に対しての入所率が低いことにも影響しているかとも思われれます。つづきまして、4番民間活力導入を実施する財政的メリットというところでございますけれども、民間活力導入後期計画を策定した時に、市の財政面におきまして、公立と民間の同じ程度の規模の保育所をサンプルとして取りまして、定員が90人のところで、入所者数が公立のほうが76名のところ、私立では78人であったところ。この同程度の規模の公立保育所と私立保育所で歳入、歳出の差し引き、これは市における歳入歳出です。もちろん、公立は市の歳入歳出ですけれども、私立のほうについても市から給付費を出すという歳出とそれに対して国、県から入ってくる歳入。その差し引きがどの程度になるかということで、比べたものでございます。これは、後期計画にも掲載しているもので、抜粋でございま

す。公立保育所につきましては、歳入については保育料と給食費で1,981万2,000円、地方交付税で3,800万円。これは、令和元年の交付税の実績から概算で歳出したものでございます。合計で歳入は、5,781万2,000円なのに対して、歳出は9,521万3,000円。歳出から歳入を引いた市の負担額では、3,740万1,000円。これに対しまして私立保育所では、歳入は保育料や給食費の1,165万5,000円と国、県負担金の6,316万7,000円。これは、歳出の給付費などの4分の3を掛けた金額でございます。これで、歳入の合計7,482万2,000円に対しまして、歳出は市からの給付費などで9,759万4,000円。歳出から歳入を引いた市の負担額は、2,277万2,000円です。公立と私立を比べますと、3,740万1,000円から2,277万2,000円。これを引きますと、1,462万9,000円分が、約1,500万円分ほど、公立の支出額が多いというような結果でございます。年間運営費の負担額の差になるということでございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** いくつかあるのですけれども、1点目は忘れてしまったところを教えてくださいのだけれども、新川、竹ノ入、都和、桜川、新生が民活でやった時の業者の選定方法というのは全部プロポでしたか。

○**菊田こども政策課長** はい、プロポです。

○**鈴木委員** 今回も同じようにプロポでやるということで。

○**菊田こども政策課長** はい。

○**鈴木委員** まず、これは間違ったのか、そういうものなのか分からないのだけれども、資料①-4の位置図で新治地区に保育園がないのだけれども、なんで。二つあるはずなのだけれども。

○**菊田こども政策課長** 地図の関係で、そこまで。神立のほうもおおつ野まで載せていないのですが、そこまで載せきれなかったというものでございます。

○**鈴木委員** それは、資料の問題でしようがないと思うのだけれども、そうすると新治のほうで、この後に出てくる児童館の廃止もあるのだけれども、新治地区、都和地区で、別に公立でなくてもいいのだけれども、保育園、幼稚園が少ないと言えば少ないのですよ。若いお母さんたちに、常に頼まれてその要望に答えられないのは、新治に実家があってほかから行くから、一回新治地区の保育園に預けて職場に行きたいという場合も、結構高岡保育園、藤沢保育園が入りきれない。都和でもみどり幼稚園、幼稚園なのだけれども、近隣の保育園でも、なかなかつくば国際のほうまで行くしかないというのがある中で、新治幼稚園が無くなったから児童館は自然に、この後のテーマで無くなるほうのやつはいいのだけれども、例えば民間のほうに話をして、どこか空いている施設でやってもらおうとか、そういうような考え方というのは今までしたことはないのかな。新治地区、都和地区で。要は、児童館も空いています、新治幼稚園の施設も空いています、そこを使って今、高岡保育園、藤沢保育園をやっている事業者さんなんか、保育のほうをお願いするとか、そういう発想は今までなかったですか。

○**菊田こども政策課長** たしかに、そこまでの発想は今まで、実際のところはしていなかったと思います。以前に新治の、終わってしまいましたがすすすくのような、児童館を利用した保育の形態かと思いますが、そこまでは検討していなかったと思います。

○**鈴木委員** これはお願いになるのだけれども、新治地区は新治学園ができて、若い人たちが結構一戸建てを建てて、今、人口がぼちぼち増えているのですね。それは、後でデータで見てもらえば分かると思うのだけれども、人口が増えれば当然保育の施設も必要になってくると思うので、せっかく園として空いていて、新治幼稚園が人数として振るわなかったというのは、幼稚園だから時間の問題なんだよね。延長してやっていたら、保育園の形式だったら、もっと来ているはずなのですよ。そういうところも、潜在的な需要があるはずなので、これは民活の導入計画だけれども、将来的な保育を市全体で考える時に、基幹となるのが荒川沖、天川、神立。真ん中にはこども園ができるということで、地図にないから忘れられたのかということもあるのだけれども、新治地区も若い家庭があるので、ちょっと考えてほしいし、上大津のほうも今、学校統廃合がどこにどうなるか分からないけれども、それに伴って保育施設があるから全体的な視野で、非常に今日示されたデータは、さすが菊田課長というくらい細かいところから出してきてくれたのでありがたいから、その辺のデータに基づいて保育の全体的な配置をお願いしたいと思います。もう1点。さっき話題になった策定委員会のこれは、なんで今日ここにあるのか教えてください。

○**下村委員長** 委員長からすみません。これは、私が要求したのです。それだけです。内容が、決定が私たちは霞ヶ岡保育所を民営化するというところが、いきなり後期計画の中で示されて。1の④でしたか、そこで示されているので、ちょっと経緯が分からないから、あったらどうですかということを出しただけです。

○**鈴木委員** それはそれで非常にいいのだけれども、今日示されて読み終わらないです。今日回収しますということは、この策定委員会自体が秘密会で行われたのかな。

○**菊田こども政策課長** この策定委員会につきましては、確か傍聴のほうにつきましては、傍聴なしということで。内容がちょっと微妙な内容だったので、傍聴はしないということで行っていたと思います。

○**鈴木委員** そうすると、この資料を例えば市民の人が情報公開請求しても、出てこない資料なの、これは。

○**菊田こども政策課長** これは、出せると思います。

○**鈴木委員** だとしたら、民活導入に対して、イエスノーのやつで言えばイエスなのだけれども、経緯がここに置かれただけで読み終わらないから、今日回収しないで一日、二日読まさせていただくのはいいのかな。

○**菊田こども政策課長** 読んでいただければと思います。あと、読む際に、実際に民活にかかわる部分についてマーカーを入れさせていただきました。このところを見ていただければというところを、マーカーさせていただいております。

○**鈴木委員** 私は二日くらい借りて読まさせていただきますので。

○**下村委員長** ひとり歩きしないように、扱いには十分注意していただきたいと思います。

○**菊田こども政策課長** 今、話し合いで出たところで、この資料について目にしていただきたい部分を簡単に御説明させていただいてもよろしいでしょうか。紙の資料、議事録をお願いいたします。これは、霞ケ岡の民間活力導入にかかわる部分の意見として追っていた中で、かかわる部分をマーカーで示させていただいております。第3回と第4回にその部分が出てきます。まず第3回のところで、3ページのところです。3ページの上から6行目のところ、一番民間活力を導入した霞ケ岡保育所で、もし事業希望者がいなかった場合には市で存続するのか、それとも廃業するのかということ聞いてきたのが、まず一つです。それと、第4回のところでございますが、2ページのところでは私が委員会で皆様からいただいた御意見を報告させていただいたのが、この囲みのところでございます。そのうえで、4ページにマーカーをし忘れてしまったところがあるのですが、委員の二人目のところで、6行目のほかに何か御意見はあるかの後ですけれども、霞ケ岡保育所の公立化という意見があったようだが、民営化のメリットというか、総合的にバランスを取って、今回は公立保育所を見直ししながら存続していくという面と、民間活力導入の良い面とそれも加味しながら、今回の計画をつくったと思うので、霞ケ岡保育所の民営化ということをご理解いただけたというのが、私からの意見になるというのが一つです。その下の委員の方は6行目のところですが、霞ケ岡保育所については、我々の計画では民間に委託していく方向を打ち出しているが、財政的なものを突き詰めていったならば、それはできないとなるかもしれないし、十分に残していけるという方向になるかもしれない。前回、委員会の意見の中にもあったが、霞ケ岡保育所を民営化しようとしても、引受手がないかもしれないという可能性がある。そういうものを含んだ上での骨組みなので、細かいところのあれがない、これがないと言われても、この時点では修正のしようがないというのが、私の正直な感想となると。霞ケ岡の民活導入に関連した、策定委員さんからの御意見でした。こういったところがございました。そのうえで、委員長の4行目のところで、本計画では公立保育所の役割や民営化の有効性を考慮し、4施設を公立として残し、1施設を民営化するという内容となったわけだが、後期計画がこのようなかたちで決定することに対して、了承いただいたということですのでよろしいかということで、その下で異議なしと。こういうことで、御報告をさせていただいた上で、ご了承いただいたと。それを議事録でお示しさせていただきます。以上です。

○**下村委員長** これで報告があったということで、執行部から説明があるとこのまま進んでいきますので、御意見はしっかりと出してもらったほうがいいと思います。

○**目黒委員** スケジュールの件でもしかしたら説明いただいたかもしれないですが、改めてお伺いしたいと思うのですけれども。8月の保護者説明会というのは、どの程度まで、どのような内容で説明をされるのかお伺いします。

○**下村委員長** 保護者説明会について、保護者説明会は霞ケ岡保育所で実施予定とここです。

○菊田こども政策課長 保護者説明会におきましては、霞ヶ岡保育所についてこれから民間活力導入を実施していくということと、実施していくに当たってのスケジュール、その説明で考えております。ただ、エリアをどうするかというところまでは、その場で説明はまだ間に合わないので、そこでは説明はしないで、やることとスケジュール、そこまでの説明でございます。

○目黒委員 そうしますと、今さっき議事録にあった、もしかしたら民営化にならないかもしれないとか、そういうような細かいところまで説明されたりとか。そこまでは想定されていないですか。

○菊田こども政策課長 そこまでの説明はしない方向です。

○目黒委員 8月のその下、選考委員の選定、委託というのは、この議事録にあった方とは、また別な方になるのでしょうか。

○菊田こども政策課長 今回、また新たな民間活力導入でございますので、もう一度選びなおすこととなります。

○目黒委員 10月の不動産鑑定評価というのは、土地も建物も込みで、とりあえず民間に売りに出すというイメージでよろしいのですかね。

○下村委員長 先ほどの目黒委員からの選考委員の選定について、今のメンバーでやるのですかという話をしたら、新たなどうのこうのという説明をしましたね。委嘱して(市)となっているのだけれども、もう少しきちっと説明してください。

○菊田こども政策課長 この選考委員につきまして、前回先行したときの委員は、もう任期が終わっております。なので、今回の選考につきましては、新たに選考をし直して、実施するものでございます。不動産鑑定につきましては、現在の土地、建物を譲渡することを想定しまして、土地、建物の金額がどれくらいになるか、それを鑑定にかけるものでございます。譲渡を前提にしているものでございます。

○目黒委員 それで鑑定していただいて、その評価額で募集をかけて、それを納得していただいて手が挙がって、移管先の業者が決まったとして、一番下の令和7年4月のウ運営開始になるのですけれども、確認ですけれども、この時点では今まで入所されていた方も移管をする先は決まっていて、建物も取り壊しとかが始まるというようなイメージでよろしいでしょうか。

○菊田こども政策課長 新しい民間事業者のほうの保育園に、そのまま移管するのを良しとするのであれば、そのお子さん方はそこで、また、それを良しとしなければ転所の希望を出していただいて、転所について優先的に考えていくということがございます。あと、建物がどうかということですが、現在の場所を取り壊して、立て直すということになる場合には、どこか仮の園舎で保育をしながら、現在のところを建てなおして、建てなおしが終わったらそちらに移るといったような流れが考えられます。また、別の近隣の場所に建てるとか、そういう事になる場合には、その近隣ができるまでの間、現在の園舎を使うとかも考えられると思います。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 突然ではないのだろうけど、よく分からない。議事録を見て、第3回の3ページにマーキングしてくれましたけれども、委員の、一番民間活力を導入したい霞ヶ岡保育所で、もし事業希望者がいなかった云々とあるのだけれども、ここで突然に一番民間活力導入した霞ヶ岡保育所は、どこからここに行きついてしまったのですかね。これは、第2回とか第1回にそんなのがあったのですか、話が。

○**菊田こども政策課長** 資料の説明をしている部分が、この議事録に表れていないのですけれども、資料に、霞ヶ岡を民活にということを入れた資料を、説明をした上でお話ができたものでございます。

○**下村委員長** 分かりました。それで私たちにいつだったかな、委員会で説明をしましたよね。その時の説明資料みたいなものかな。例えば、経営がどうのこうのというか、あんまり良くないよと。民間活力を導入したいという話があった時の感じなの、説明資料。こういう話をしたよね。そんな経営の良くない所だったら、民間活力を導入したいと言ったって、民間だって考えてしまうよね。そういう話をしたことがあるのですけれども。

○**菊田こども政策課長** 令和3年1月27日と2月24日に文教厚生委員会で説明をさせていただいておりますが、その時の資料はサイドボックスにあがっている資料そのものでございます。それぞれA4で1枚の資料がございまして、それで説明をさせていただいております。

○**下村委員長** この時だと思うのですよ、1月27日。経営が良くないのに、民間が譲り受けるのかどうか話をしたかなと思うのですが、突然ではなかったということですね。ありがとうございます。あと、財政的メリットというところで、民間活力導入のところの①-2の4というところ。この4番に、民間軽力導入を実施する財政的メリットというところで、1児童当たりの費用比較についてで1.7倍、これは4万1,000円と2万4,000円という差があるのだけれども、これは、市からもらうものを除くとか、地方交付税とかを除いてしまうとどうなるの。市が両方に負担していますよね。私立の保育所でも9,700万円とか。ごめんなさい、これは歳出か。歳入で、国、県から6,300万円とか、地方交付税では公立保育所で、3,800万円。こういったところを検討していくと、本当に1.7倍になるの。市が出すものというのは、純粋にどうなの。

○**菊田こども政策課長** 市が出すもので、歳出マイナス歳入ということで、説明をさせていただいて、それが公立であれば歳入が5,700万円に対して、歳出が9,500万円。これは、歳入の5,700万円のうち地方交付税が入っていますけれども、そうしますと歳出から歳入を引いた差引きが3,700万円。これが、市からの負担、出す分ということですね。それに対して、私立保育所のほうでは、歳出の給付費のほうで9,759万円出して、それに対して歳入が保育料などの1,100万円と国、県からの補助金が6,300万円。これを歳出の9,700万円から歳入の7,400万円を引きますと、2,200万円の歳出が出てしまうと。その歳出額が、公立だと3,700万円、私立だと2,200万円。それを比べますと、公立の方が私立よりも1,500万円

ほど多く歳出が出てしまうと。同じ程度の規模のところを比較した場合ですけれども、そういった1所当たり90人程度のところを比較した場合で、この程度の差になると捉えたものでございます。

○**下村委員長** 国、県からお金をもらえないから、公立のほうが市の負担が多くなるということによろしいのですね。

○**菊田こども政策課長** そうです。私立のほうでは、歳出で給付費9,759万円。それに対して国、県から入ってくるのが4分の3でございますので、その4分の3が6,300万円です。公立のほうだと、国、県からの負担金がございます。国、県はないのですけれども、一般財源化ということですので、交付税の中で措置されていると。これが、小泉改革の時に、負担金を無くす代わりに交付税で措置すると。一般財源化ということがなされました。全く負担金が無くなって、市の持出しだけになってしまうというわけでもなく、交付税措置がされるということに置き換わりました。ただ、交付税につきましては、その中で保育所に対する分が、必ずこれだけだよというような色は付いてはいないので、保育税算定の仕方の中から、この程度は算定されているだろうということで、算出したのはこの3,800万円でございます。

○**下村委員長** 地方交付税そのものに、総額40億円弱の地方交付税をいただいている中の、3,800万円が色付いていませんよと、そういう意味ね。

○**菊田こども政策課長** そのとおりです。

○**下村委員長** あと、建物の修繕したり、そういったお金というのは、市で負担しなければならないというところなのですね。

○**菊田こども政策課長** 建物の大規模修繕、建替えに対しての整備費への補助は、平成18年度にやはり小泉改革で、公立保育所がやる場合には出ないことになってしまいました。ただ、民間がやる場合には出ます。そういったことがございます。

○**下村委員長** 分かりました。先ほどの教育委員会との話の中にあっただけけれども、複合化すれば出てくるの、何かと。何か財源の考え方で。

○**加藤こども未来部長** 建物の整備については、基本的に単独補助は全くございません、公立施設は。複合化というのは、例えば中心市街地活性化の建物整備とか、別の都市計画の何か公共施設を建てると、そちらのほうで補助があったりする場合は、それを活用するしかない。なので、そこを探さない限りは、全く児童福祉施設としての単独補助なり、整備は、公立では全くございません。

○**下村委員長** 最後にお聞きしたいのですが。これは、報告を受けました、次はこの流れで、もうだあっといってしまうのかという。それだけ確認したいのです。委員会で報告というのは、随時ではなくて、どのような報告が次にあるのかということだけ。想定は、どのようなかたちですか。これは、民間活力の導入の実施についてという報告を受けているわけですよね。実際に、次は何か報告を受けるのですか。これで、流れで押し回ってしまうということ。それだけお聞きしたいです。

○**菊田こども政策課長** 今まで民間活力を導入してきた流れの時は、民間活力導入でこの保育所を実施しますよというのを、市で決めて、それを議会に報告をした上で、民

間活力導入を実施していくと。決まってからプロポーザルをやって、決まった事業者について、また議会に報告をするといった流れでこれまではやっておりました。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、新治児童館の運営について執行部より説明願います。

○野中保育課長 資料②をお願いいたします。新治児童館については、昨年12月の文教厚生委員会の中で、放課後児童クラブと児童館の違いについて御説明させていただいた際に、利用人数が急激に減少していることから、新治児童館の今後の運営について検討が求められ、子ども未来部で協議を行い、その対応策について、本日ご提案させていただきます。それでは、資料に基づき御説明させていただきます。まず、1番の児童館の概要につきましても、(1)の目的、18歳未満のすべての子供を対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う、子供が自由に過ごす施設であります。

(2)児童館の特性ですが、子供の心身の健康増進、知的・社会的適応能力を高めるため、拠点性、多機能性、地域性の3つの機能がございます。(3)活動内容として、①遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供など、②保護者への子育ての支援、③地域の健全育成の環境づくり、ボランティアの育成と活動などがございます。つぎに、2番の児童館の現状ですが、平成18年に新治村が土浦市と合併し、土浦市が行っていた児童館事業を開始。今まで村で実施していた3歳児の保育事業をすくすく教室として継続。ここで、すくすく教室について、簡単に御説明させていただきます。新治村では、昭和46年に新治幼稚園が開設し、対象は5歳児のみを預かっていました。つづきまして、昭和57年に新治児童館が開設し、対象は4歳児のみを保育していました。平成5年に幼稚園の新園舎ができたので、幼稚園で5歳児と4歳児を預かることになり、児童館では、対象を3歳児のみとし、3歳児の保育事業が合併後もすくすく教室として継続したものでございます。その後平成30年山ノ荘小学校が廃校。令和2年、土浦市立幼稚園の再編計画の変更に伴う年度末に、新治幼稚園が廃止。それに伴いすくすく教室も年度末で廃止した為利用者が減少しております。米印になりますが、令和4年度利用人数、令和4年4月から令和4年6月末までなのですが、乳幼児対象事業で実人数64人、延べ人数542人となっております。小学生対象事業が実人数25人、延べ人数53人となっております。つぎに、3課題としまして、(1)利用人数について、平成29年度末に、隣接の山ノ荘小学校の廃校により小中学生の利用が急激に減少しております。新治地区の19歳以下の将来人口は、令和47年では平成27年基準の約57パーセント減の538人になり、1歳当たりの人口が約63人から約27人と減になります。これは、第9次の総合計画の人口統計を作る時の資料に基づいて、出しております。すくすく教室の廃止や山ノ荘小廃校、また、今後の将来人口推移を考慮すると、小学校から離れているため、児童館利用の対象人数は減少し、現在の場所では児童館の機能が果たせない状況となっております。(2)国の考え方としまして、児童館の役割は、子ども・子育て家庭の状況が多様化し複雑化する中で、中高生の居場所づくりや学習支援や、地域子育ての拠点としてのネットワーク化の推進が示されてございます。児童館の機能を

維持し、子ども・子育て家庭の利用者を増やす対策が必要となっております。そこで、4の対応策としまして、こども未来部では都和児童館へ新治児童館の機能を統合させ、新治地区対応の専門職員を確保し、令和4年度末をもって、新治児童館を閉館といたしたいと考えています。閉館した場合に、現在、利用している方々をどうするかが一番の課題ですので、今、実施している事業を交通の便などで、利便性が高い新治地区公民館等を活用し、職員が出向き開催することといたしたいと思います。次のページをお願いします。事業の内容ですが、対象者の乳幼児は現在、おはなし会や乳幼児親子制作などは月2回実施しております。親子ビクスは、児童館で月1回実施しております。こちらのほうは、おはなし会や乳幼児親子制作のほうを回数等を増やしまして、新治総合福祉センター又は新治地区公民館等で実施したいと思います。新たな事業として、地域交流イベント等も実施していきたいと考えてございます。つぎに、対象者が小学生なのですが、現在は月2回の工作教室のみで、小学生とかは来館してございます。それを新規の事業といたしまして、月2回で新治地区公民館又は小町の館。こちらは、研修室等もございまして、そちらのほうで工作教室を実施しまして、新規の事業として体験学習。小町の館等の近くに、やすらぎの森の朝日峠の展望公園等もございまして、そちらを活用し、実施していきたいと考えてございます。米印のところになるのですが、平日及び土曜日に乳幼児が常時利用できる施設として、新治総合福祉センターと協議中とありまして、乳幼児はただ事業に参加するだけではなく、それが終わった後に広い所で遊びまわるとか、そういうのが必要になってくると思います。今、新治総合福祉センターのほうには広い庭がありますので、できればそちらのほうを活用できるよう協議中とございます。5番の今後の進め方としまして、(1)令和3年度策定の土浦市公共施設等総合管理計画において、「新治児童館は、老朽化が著しく、隣接する山ノ荘小学校の廃校に伴い、現在の立地場所は懸念されており、施設の移転・廃止及び代替え事業等について検討する」ということが示されてございます。(2)なのですが、こども未来部で施設の移転・廃止及び代替え事業等について検討し、方針をまとめ、本日(4)になりますが、文教厚生委員会に御説明させていただいております。(5)ですが、令和4年7月27日に新治児童館運営委員会、こちらは年2回あるのですが、そちらのほうがありますので、そこに児童館の今後の運営について御説明させていただければと考えてございます。(6)、利用者についてなのですが、事業終了後にアンケートを実施。アンケートの結論等について説明したいと思っております。地区長には、地元の本郷地区の地区長に説明して、その後に新治ブロックの地区長、21名に御説明をしていきたいと考えてございます。そちらで、同意を得られましたら、議会に御説明をさせていただき、条例改正について、議会に上程させていただいて、令和5年3月31日をもって新治児童館の閉館したいと考えてございます。施設の跡地利用につきましては、今後担当である政策企画課等と連携をして、進めてまいりたいと考えてございます。次のページの参考資料としまして、1番の施設概要、2番の平成29年度から令和3年度までの利用人数、3番としまして第9次総合計画から抜粋しました、平成27年から令和47年までの新治地区将来人口を記載しております。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** まずは、完全に廃止というかたちではなくで、公民館並びに福祉センターを使って、工作教室等を残していこうという考えは、新治地区の人間にとってはありがたいのですが、実際に利用するのが乳幼児とした場合、トイレなんかの仕様が大人の仕様なのですね、福祉センターにしても、公民館にしても。だったら、福祉センターの隣に新治幼稚園が空いているのだから、そこを使ってはどうなのかと思うのだけれども、それは難しい話なのですかね。

○**野中保育課長** 新治児童館の利用人数がかなり減少しているということで、前に廃園になった幼稚園を検討した経緯もございます。ただ、その時に規模が幼稚園は大きいので、難しいのではないかということで、断念した経緯がございます。こちらの総合福祉センターのほうなのですが、確かに議員のおっしゃるとおり乳幼児用のトイレはございませんので、それは後ほど方向性が決定してから、担当課の社会福祉課と協議してまいりたいと考えております。

○**鈴木委員** 工作教室の参加見込みの人数はどれくらいで考えているのですか。

○**野中保育課長** それは、今後にアンケート等を実施するつもりでおりますので、そちらのほうから図っていきたいと考えてございます。

○**鈴木委員** そうすると人数によるのでしょうかけれども、やはり幼稚園のほうなんかは結構手を加えながら、トイレなんかもきちんとしていると思うので、再度、毎日ではないにせよ、そういうイベントの時には、子供たちはトイレというのが一番大事な部分だと思うので、大人用のところに使うというので、いろいろな不便が生じる可能性もあるので、もう1回新治幼稚園をその時だけ使うとか何か考えたら、本当に隣なわけだから、新治幼稚園と福祉センターは。それが何でできないのかなというのが、逆に疑問。普段使っていないから、その時だけ開けるとするのが難しいのかもしれないけれども、そこをもう少し頑張ってもらいたいと思います。もう1点、人口推計の基準値が、平成27年で推計しているようなのですが、どこかの調査機関がやっていると思うのだけれども、現状の新治は若い人たちが住み始めているので、もう1回新しいデータを基に推計をし直さないか。実際に増えることはないと思うのですよね、そんなに、大幅に。ただ、潜在的な需要というかね、あれば使うのではないかという部分もあるし、複合でいうと小学校と公民館でも若干懸念される部分があるのだけれども、幼児とおじいちゃん、おばあちゃんくらいの年の人が、福祉センターに限れば、ひいじいちゃん、ひいばあちゃんくらいの年の人が出入りする中での幼児だから、それもやはり気を付けないと、お年寄りが足元おぼつかないところに、子供がぞろぞろしてぶつかったりなんかということも想定されるし、子供が怪我しても、お年寄りが怪我しても大変なことになるわけだから、福祉センターを使うというのは、実際に良く感じるけれども、小学校に入る前の子供たちがたくさん使うのであれば、隣に幼稚園があるのだから、もう一度検討してはどうかなという。それは、お願いします。

○**塚原委員** 一つ、山ノ荘を日立建機にリースというか、貸し出す方向が検討されていると思うのですがけれども、大体来年の3月でしたか、閉鎖する若しくは移動する。それ

までの、そこら辺の環境でトラックが入ったりとか、その辺は大丈夫なのですか。今の状況で、児童館。

○野中保育課長 政策企画課のほうに確かに日立建機の話は聞いておったのですが、今なのですけれども、それ以外に児童館かなんかのほうで、庭にある木が強風で落ちてしまって、その枝が職員の背丈くらいまであったりするのですよ。そういうのがあったり、この前も職員の駐車場のところに、大木が2本くらい倒れてしまって、それを撤去するのにかなりお金とかも掛かったりしてしまっていて、少し古くなってきているというか、学校が無くなって管理ができなくなっているところもありますので、それも機能移転の検討の一つになってはいるのですが。

○塚原委員 直接、日立建機がいつからというのは、ちょっと分かっていないかもしれないですけれども、今は日立建機の車の出入りよりも、周辺環境の、倒木だったり問題になるし、これから先もそういうのがあるよということなのですね。分かりました。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 鈴木委員が要望というお話をしておりますので、御検討の上、よくお話ししてください。私はそれ以上言いようがありませんので、よろしく願いいたします。以上でこども未来部から提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか

○菊田こども政策課長 確認をさせていただきたいのですが、先ほど民活の今後の流れについて、これまでの民活のやり方ですと、議会へ報告をさせていただいた上で実施をさせていただいて、その実施の結果を報告するという流れでお話をさせていただきましたが、手続につきましては、丁寧に進めたいと考えております。といいますのは、議会の、委員会の意見を踏まえて進めていく考えを持っております。そこで、今日示させていただいたスケジュールでは、8月中に保護者説明会というような想定をして、入れさせていただいたのですけれども、ただこの8月に何が何でもやらなければいけないかというところではなくて、想定スケジュールでは入れてはいますが、まだ保護者にも報告をしておりませんし、日程をずらすことはできます。御意見を踏まえてということをして、本日の説明ですぐに御意見が、まだ出しにくいとかそういうことがあれば、また次回の文教厚生委員会の時に御意見をいただくとも考えられます。御意見として特に反対もなければ、そのまま進めたいとは思いますが、ただ、御意見があればそれも踏まえて検討をしていくというふうに、丁寧には進めたいとは思いますが、いかがしたらよろしいでしょうかというのを、御確認させていただきたいと思いません。

○下村委員長 本来、執行部側が1回説明していただくと進めていくよりは、要所要所で説明をいただいたほうが、ありがたいなと思います。

○塚原委員 今、委員長がおっしゃったとおり、こちらに報告していただくのは、その都度、細かいところを説明していただくというのがいいと思うのですけれども、保護者の方にはなるべく早く情報を伝えてあげて、そこからいろいろな意見が出てくると思う

ので、事前委員会になると8月後半とかになってしまうと思うので、私は予定どおり進めていただいて、その進捗をちゃんとこちらに報告していただければいいのかなと思うのですが、委員長いかがでしょうか。

○**下村委員長** この問題は、民間活力導入で民営化しますよという話で、保護者の方が説明を受けた時の感じ方というのがあると思うのです。ですから、以前の民間活力導入の時に民営化しますよと言って、結構すごかったのです。反応がすごかったです、保護者の。ですから、簡単に民間活力導入の話をだらっと進めるのが、いかがかなというところはあるのです。だから、一つ一つきちっと保護者の意見が必要であって、意向が必要だと思うのです。進めるうえで、そちらのほうが大切かなと思いますので、そちらを重視して進めていただければいいかなというふうに感じます。民間活力導入そのものは、この資料を見ると、先ほども公立が4万1,000円で、私立が2万4,000円です。単純にそういうふうに比較していますけれども、実は収入の問題もあるし、いろいろあると思うのですよ。一般的な5段階の真ん中を言っているわけでしょう、中間の。菊田課長は国保もやってらっしゃったのだから、いろいろ分かると思うのですよ、段階は。これは、標準的な収入の方に対しての保育料の掛かり方ですよ。例えば、保育料・給食は民間のほうが1,165万5,000円の収入がありますよとか。1,900万円とありますがけれども、これは一般的な収入だと思うのですよ。一般的な人に掛かっているお金が収入として入ってくるわけでしょう。そのへんのことが、簡単に民間のほうが安いのだよと言ったら、みんな民間のほうがいいのでしょうか。みんな民間のほうがいいわけですよ。違うのですか、これは。だから、こういう説明の仕方がなんか不自然なかなと思うのですよ。

○**菊田こども政策課長** これは、民間のほうが安いという説明の仕方は、ちょっと私が言葉が足りなかったのですけれども、民営化した場合と民営化しない場合とで、市の負担がどれほど違うかということの説明のためのものでした。民間が安いとかそういうことではなく、その点私の説明が言葉足らずで申し訳ございません。市からの負担が、民営化したほうが少ない。逆に、民営化しないほうが市の負担は、少し多いよという、そういう比較でございます。

○**下村委員長** 失礼しました。だけれども、保育料・給食という私立のほうが。ここはどうなのですか。

○**菊田こども政策課長** 大体どこでも同じようなものだと思いますね。この保育料につきましては、きっとどこの保育所でも大体同じような階層になるかと思われまので、同規模の保育所をサンプルで取りましたので、同規模だと市の負担はこれくらいの差になると、そういうふうな説明でございます。

○**下村委員長** きちっと注釈をいれるとか、記載しておいてください。改めて、この資料が動き回るかもしれないから。保護者がどうって来るかもしれない。これは、想定できませんので、きちっとした説明ができるようにしておいていただければと思います。

○**菊田こども政策課長** 保護者が安いかどうかと言う話ではなくて。

○**下村委員長** 分かりました。そこをきちっと書いておいてください。

○塚原委員 さっきのからしたら、8月に説明会をやらせていただいてもいいのですかという。

○下村委員長 それは予定どおりにやってください。私たちの説明をする話は事前でいいです。

○塚原委員 事前の時に説明してもらえればいいですね。

○加藤こども未来部長 その結果どうになりましたかという報告を、事前にやらせていただきます。

○下村委員長 先ほど言いましたように、保護者の意向のいうのが大きいと思います。今、子供たちを入所させている保護者は、あと何年後だったら大丈夫ねという感覚なのです。だけど、地域の皆さんにはどのように周知するかというのが大変かと思います。

○鈴木委員 さらに補足をすれば、先ほどの上大津の学校のお話もして、上大津の学校の場合も、教育委員会が地元に対する説明を行って、それは私たちが解釈しても、かしくはないのですよ。それでもああいうかたちで、陳情が出てしまったと。もっと前にいくと都和幼稚園。これは、廃止の時に、大騒ぎになって廃止した経緯があるから、ここで報告を受けて、こういうものを見せていただいて、私たちはこれがきちんとしていければいいですよという意思表示はするけれども、どこか伝わりづらい部分があって、後になって陳情が出たりね、そういうのがないように、丁寧に報告をしていただきたいと。その報告を、事前の委員会でもなんでもいいからやっていただければ、私たちは進捗に対して理解をしながら進めるので、一番懸念しているのは、宍塚もそう、都和もそう、今回もそうというのを、私たちは経験しているがゆえに心配している部分があるので、霞ヶ岡ではそういうことが起きないように、最新の注意を払ってやっていただきたいというだけお願いします。

○下村委員長 そうですね。まさに鈴木委員が懸念される場所があると思いますので、その辺も対応を御検討ください。委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で文教厚生委員会を閉会します。